

練馬区から転出される方へ

【住民票の異動届出が必要です。】

【転出局】 引っ越しする14日前からお届けできます。(引っ越し後も受け付けします)

窓口にお越しになる方の本人確認書類を持って転出局をお出してください。転出証明書を発行いたします。

本人確認書類

1点でよいもの	運転免許証・日本のパスポート・在留カード・特別永住者証明書・住基カード(写真付) 等
2点必要なもの	健康保険証・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証 等

(注)

住基カードまたはマイナンバー(個人番号)カード(以下、マイナンバーカードという)による転出局を希望される場合(住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちください)や国外へ転出される方には、転出証明書は発行されませんが、転出局は必要です。

国外へ転出される方は、区民事務所の窓口でマイナンバー通知カード、またはマイナンバーカードの返納手続きをしてください。

転出局を出すと、郵便局、コンビニエンスストアでは各種証明書は取得できなくなります。証明書が必要になった場合には、区民事務所窓口までお越しください。

【その他】

転出局出後に印鑑登録証明書が必要な場合は、転出証明書に記載された転出予定日の前日まで交付できません。区民事務所窓口にて、必ず「転出証明書」と「印鑑登録証」をお持ちになりご請求ください。

転出後、代理で「課税(非課税)証明書」を交付請求される場合には、代理人の本人確認書類と合わせ、同一世帯であってもご本人からの委任状をお預かりの上、区民事務所窓口においてください。

【転入届】 新住所地に住み始めてから14日以内に新住所地の市区町村で転入の手続きをしてください。

必要な書類

転出証明書

窓口で手続きされる方の本人確認書類(上記参照)

転入者全員分のマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード

(外国籍の方)在留カードまたは特別永住者証明書

代理人が手続きをされる場合は、委任状・代理の方の本人確認書類が必要となります。

【ご注意ください】

転出証明書に記載のある異動年月日や転出(予定)地が変更になった場合

新しい住所地の市区町村役場にそのまま提出し、変更になった理由を申し出て、転入の届出をしてください。

転出が取りやめになった場合(転出予定日以降は、練馬区に住所(住民登録)がない状態となります。)

速やかに練馬区内の区民事務所で、転出取消の手続きをしてください。

転出予定日前の取消の場合 … 転出証明書と本人確認書類 をお持ちください。

転出予定日後の取消の場合 … 転出証明書と本人確認書類 と併せて『引き続き居住している事実が確認できる書類』が必要となります。

その他の手続きについては裏面の一覧表でご確認ください。

その他の手続き一覧表

練馬区役所の電話番号は03 - 3993 - 1111 (代表) です

手続きの種類	手続きの方法・受付窓口
国民健康保険に加入している方	転出日以降、お持ちの保険証は使えません。転出手続きの際にお渡しする返信用封筒により保険証をお返しく下さい。改めて新住所地の区市町村で加入の手続きをしてください。出国する場合、保険料の精算をお願いします。世帯の中で就学や施設等に入所するために住所を異動する方がいる場合は、別に手続きが必要です。こくほ資格係(5984-4554)にお問合せください。
国民年金に加入または受給している方	練馬区での手続きは特に必要ありません。ただし、国外に転出後も継続して加入を希望する日本国籍の方は任意加入の手続きが必要ですので、国民年金係(5984-4561)にお問合せください。
後期高齢者医療制度に加入している方	転出日以降、お持ちの保険証は使えません。転出手続きの際にお渡しする返信用封筒により保険証をお返しく下さい。改めて新住所地の区市町村で加入の手続きをしてください。 転出先が東京都外の方 転出手続きの際に「負担区分等証明書」の交付申請の手続きをしてください。 転出先が東京都外の住所地特例対象施設(特別養護老人ホーム等)の方 別に手続きが必要です。後期高齢者資格係(5984-4587)にお問合せください。
介護保険に加入している方	介護保険証をお持ちの方は、転出届を提出する際にお返しく下さい。 要介護認定・要支援認定を受けている方(申請中の方も含む)は、新住所地で転入日から14日以内に認定申請の手続きをしてください。 転出先が介護保険施設(特別養護老人ホーム等)、養護老人ホーム、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等)の方は別に手続きが必要です。詳しくは介護保険課へお問合せください。
身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方	転入先で手続きをしてください。各種手当等を受給している方は、喪失手続等が必要となりますので、管轄の総合福祉事務所へ事前にお問合せください。
精神障害者手帳・自立支援医療(精神通院・更生医療)受給者証をお持ちの方	新住所地で手続きをしてください。
障害福祉サービスを受けている方	障害福祉サービスを転入先において早く受けたい等の場合には、必要に応じ下記窓口事前に相談ください。障害支援区分をお持ちの方は、「障害支援区分認定証明書」を受け取り、新住所地でご提出ください。 身体障害・知的障害の方 管轄の総合福祉事務所 精神障害の方 管轄の保健相談所
妊娠中の方(母子健康手帳の交付を受けている方)	母子健康手帳は引き続き今のものをお使いください。その他の母子保健サービスについては新住所地にお問合せください。 転出先が都内の方:練馬区の妊婦健康診査受診票を転出後もそのままお使いください。 転出先が都外の方:練馬区の妊婦健康診査受診票は転出先で使用できません。必ず新住所地におたずねいただき、新住所地のものとし替えてください。 転出前に都外で健診を受けた方は、手続きが必要です。母子保健係(5984-4621)にお問合せください。
乳・子医療証をお持ちの方	転出日をもって乳・子医療証の資格がなくなりますので、医療証をお返しく下さい。
予防接種票をお持ちの方	特に手続きはありません。ただし、転出日以降、お持ちの予防接種票は使用できません。もし、転出日以降に予防接種票を使用した場合は、接種費用が全額自己負担となりますので、ご注意ください。母子健康手帳など接種歴が確認できるものをお持ちの上、新住所で手続きをしてください。
児童手当について	新住所地で、印鑑、普通預金通帳、個人番号カードまたは個人番号が確認できるものおよび本人確認書類を持参の上、練馬区の転出予定日の翌日から15日以内に申請手続きをしてください。申請が遅れると受給できない月が発生することがあります。
保育を利用している方	新住所地の保育園等を希望する方は、新たに入園申込みが必要です。また、保育の無償化対象となる保育の必要性の認定は、転出日以降、無効になります。 新住所地で、新たに保育の必要性の認定を申請してください。
区立小・中学校に在学している児童生徒の保護者の方	在籍している学校に「転退学届」を提出し、学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取って、新住所地の教育委員会に提示してください。 (外国籍の方は転出先の教育委員会・学校等にお問合せください。)
原動機付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方	標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑・本人確認書類(運転免許証)を持参の上、税務課(区役所本庁舎4階)または、石神井区民事務所で廃車手続きをしてください。
犬の登録をしている方	練馬区での届出は必要ありません。 練馬区の犬の鑑札をお持ちの上、新住所地で所在地変更の手続きをしてください。